

広島県東部運転免許センター施設内への広告掲載に関する契約書（案）

広島県を甲とし、〇〇〇〇を乙とし、甲と乙は、次のとおり広島県東部運転免許センター施設を活用した広告掲載についての契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町大字山北54番地の2）の施設内壁面を広告掲載面として乙に賃貸借する。

2 前項に規定する広告を掲載できる施設内壁面は、広島県東部運転免許センター施設内への広告掲載募集要領（以下「要領」という。）に定めるところによる。

（信義誠実の義務）

第2条 乙は、この契約書のほか、広島県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）、広島県広告取扱基準（以下「基準」という。）及び要領の定めるところに従い、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（用途指定及び使用制限）

第3条 乙は、第1条第2項に規定する施設内壁面を広告の掲載のみに使用し、その他の用途に使用してはならない。

（契約期間）

第4条 広告掲載の契約期間は、平成28年11月1日から平成33年10月31日までとする。

（広告掲載料）

第5条 乙は、第1条第1項による広告の掲載場所を賃借する対価として、広告掲載料を甲に支払うものとする。

2 前項の広告掲載料は、〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇円を含む。）とする。

3 乙は、広告掲載料として、前項に規定する契約金額を年度ごとに分けて、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（広告の作成及び承認）

第7条 乙は自らの責任及び負担で広告を作成するものとする。

2 乙は、作成した広告を、当該広告を掲載しようとする日から起算して7開庁日前までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を得なければ掲載することができない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告の掲載及び撤去等）

第8条 乙は、広告の掲載及び撤去を行うものとし、甲はこれを確認するものとする。

2 乙は、この契約が満了した際は、速やかに広告を撤去しなければならない。この場合において、甲が、当該広告掲載箇所を広告が掲載される以前の状態に原状回復することが必要であると認めたときは、甲の指示に従い、乙は必要な原状回復をしなければならない。

3 広告の掲載及び撤去等に要するすべての費用は乙が負担するものとする。

4 乙は、第1項の掲載及び撤去の日時について、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得なければならない。また、掲載及び撤去は、施設の利用を妨げることのないよう配慮して行わなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、乙の掲載した広告が、契約期間を過ぎても施設に掲載されている場合には、甲が当該広告を撤去できるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告掲載の維持管理)

第9条 乙は、掲載中の広告掲載の維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第10条 乙は、掲載中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第7条の規定を準用する。

(著作権等)

第11条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙は、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(延滞料)

第12条 乙は、広告掲載料を甲が定める期限までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。)の割合により算定した延滞料として甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、乙が当該広告掲載料を納入するまでの間、この契約に基づく広告の掲載を認めないこと又は取り消すことができる。この場合において、乙は広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、法令等に違反し、又はこの契約に違反したとき。

(2) 乙が、この契約の締結又は履行に関し、不正な行為を行ったとき。

(3) 乙が、広告掲載料を、その納入期限後1か月以上を経過しても納入しないとき。

(4) 乙が銀行取引停止処分を受け、倒産し、民事再生法(平成11年法律第225号)若しくは会社更生法(平成14年法律第154号)による申立てを受け、又は著しい信用不安を生じた場合

(5) 乙に重大な社会的信用の失墜行為があったとき。

(6) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合等を利用するなどしていると認められ

るとき。

(8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を供給し、便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(9) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(11) 前各号のほか、本契約を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

(12) 甲が、広告掲載面を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

3 甲は、契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令は、契約を解除することができる。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第15条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（乙の解除権）

第16条 乙は、災害その他やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、速やかに甲に連絡するとともに、この契約を解除することができる。

2 乙は、自己の都合によりこの契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、1か月前までに甲に申し出なければならない。

（解除に伴う原状回復）

第17条 乙は、この契約が解除されたときは、乙の負担により遅滞なく広告を撤去し、必要な原状回復を行わなければならない。

（損害賠償責任）

第18条 乙は、第13条、第14条の規定に基づく契約の解除により、広告主に対して損害の

補償その他一切の補償を行う必要が生じたときは、乙の責任と負担において解決するものとする。

2 乙は、甲が第三者から乙が作成した広告を掲載したことにより苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を甲に対し、補償しなければならない。

4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何ら責任を負わない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、この契約の履行上知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(事故発生時の報告)

第 20 条 乙は、広告掲載に関する業務（以下「業務」という。）の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び法令上の責任)

第 21 条 乙は、業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他関係法令上のすべての責任を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 22 条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 23 条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(広告掲載の中止等)

第 24 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を中止するとともに、乙に広告掲載の撤去を指示、又は修正させることができる。

(1) 広告掲載内容、又は広告掲載にかかわる広告主が法令等（要綱、基準及び要領を含む。）に違反したとき。

(2) 甲が、広告掲載面を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(3) 前号のほか、広告掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項の広告掲載の中止等の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲載を再開することができる。

3 第 1 項の広告掲載の中止等及び前項の広告掲載再開に係る費用並びにその他必要な費用は乙が負担する。

4 第 1 項の指示があつたにもかかわらず、撤去に必要な相当期間内に乙が広告の撤去を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく当該広告を撤去できるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

5 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生じることがあつても、その損害に関し甲に賠償を請求することができない。

(広告掲載料の返還)

第 25 条 納付済の広告掲載料は返還しないものとする。ただし、甲において公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又は災害その他やむを得ない事由により契約を解除若しくは中止した場合で、乙の責めに帰すべき事由がない場合は、甲及び乙が協議の上、返還することができる。

(調査及び報告)

第 26 条 甲は、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の費用)

第 27 条 この契約の締結及び解除に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 28 条 この契約に関する訴訟は、広島地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第 29 条 この契約に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、甲が別に定める。

(疑義の解決)

第 30 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 広島県
契約担当職員
広島県警察本部長 名和 振平

乙